

食肉の放射性物質の検査結果について  
(10月9日検査分)

県内でと畜処理された食肉について新潟県が検査したところ、結果は以下のとおりでした。

検査機関：(一財)新潟県環境分析センター

品目	産地	検査結果 (単位：ベクレル/kg)				食品衛生法の判定
		放射性セシウム			放射性ヨウ素	
		セシウム134	セシウム137	計		
1 豚肉 (と畜処理 10月9日)	福島県 (西白河郡中島村)	検出されず (4.2未満)	検出されず (4.9未満)	検出されず (9.1未満)	検出されず (4.5未満)	適合

食品衛生法の規格基準 (一般食品)

100

基準なし

注 カッコ内の数値(「〇未満」の〇)は検出限界値\*です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

\*検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

<この記載事項に関する問い合わせ先>

福祉保健部生活衛生課

電話 025-280-5205

内線 2674